

第 Ⅰ 章

計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

大阪府では、今後急速に全国を上回るスピードで高齢化が進むとともに、単身または夫婦のみ高齢者世帯や認知症高齢者の急増が見込まれる都市型高齢化が進展する一方で、生産年齢人口が減少すると見込まれています。高齢化の状況は、医療と介護両方のニーズが高まる85歳以上人口が急速に増加し、団塊Jr.世代が65歳以上となる令和22(2040)年頃に高齢者人口がピークを迎える見込みです。

今回、大阪府において策定する「大阪府高齢者計画2021」は、「大阪府高齢者計画2018(計画期間:平成27~29年度)」の理念や考え方を引き継ぎつつも、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間に実施する取組みなどを定めるだけではなく、以下の3つのポイント等を踏まえ、令和7(2025)年や令和22(2040)年に向けて、大阪府がこれから取り組んでいく介護保険施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討したものです。

- ① 高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みや介護給付の適正化に資する取組みを支援していくこと。
- ② 限りある医療や介護の資源の効率的・効果的な連携を通じ、高齢者の方が、いつまでも健康で地域で活躍し、例えば介護が必要になったとしても、単に支えられる側としてではなく、その持ちうる力を発揮して、いつまでも住み慣れた地域で生きがいをもって暮らせる「地域包括ケアシステム」を構築していくこと。
- ③ 増加・多様化する介護ニーズを正確に推測した上で、必要となる施設整備、在宅サービス、それらを支える介護人材等といったサービス基盤の安定的かつ計画的な整備を図っていくこと。

本計画の推進を通じて、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築し、「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」を実現するための基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む具体的な施策を明らかにするとともに、医療・介護をはじめとする様々な高齢者施策を総合的に展開していきます。

第2節 これまでの介護保険制度改正の内容

平成27年度からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実や、予防給付の一部(要支援1、2)を市町村が実施する地域支援事業に移行し多様化すること(新しい総合事業)などが盛り込まれるとともに、費用負担の公平化を図るため、低所得者の保険料の軽減割合の拡充や所得・資産のある人の利用者負担割合の見直しなどを行うこととされました。

さらに、平成30年度からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止等に向けた取組みなどを推進するとともに、所得の高い層の利用者負担をさらに引き上げるなど、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、様々な仕組みが制度化されました。

また、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、従来の縦割りの支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築を支援することとし、介護保険制度の改正においては、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化等の所要の措置を講ずるとされています。

「高齢者計画2021」は、こうした制度改正の主旨等を踏まえ、策定しています。

第3節 計画の位置づけ

都道府県は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づき介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。

上記各計画は、高齢者が安心して生活を送ることを確保するという共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であるため一体的に作成することと、国基本指針で示されていることから、本府においても、「大阪府高齢者計画2021」として一体で作成します。

また、都道府県介護給付適正化計画についても、国の適正化指針で、都道府県介護保険事業支援計画において定めとされていることから、本計画の中に、「第5期大阪府介護給付適正化計画」として定め、介護給付適正化の推進を図っていきます（第3章第2節）。

さらに、認知症施策の総合的な推進を図るため、認知症基本法の制定に先立ち、「大阪府高齢者計画2021」と併せ「大阪府認知症施策推進計画」を策定します。（第4章参照）。

第4節 計画期間

介護保険法により、3年間を1期とした計画を定めることとされていることから、本計画の期間を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までとして、第8期の計画を策定します。

第5節 計画の策定及び推進体制

第1項 策定体制

本計画は、府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」で検討を行い、さらに、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」における審議を経て作成しています。

また、医療計画、介護保険事業（支援）計画の整合性を図るため、大阪府と市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議を行いました。

併せて、パブリックコメントを実施し、府民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。

第2項 「自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付の適正化」に関する取組みと目標

介護保険法第117条、同法第118条等に基づき、「自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付の適正化」に関する、市町村の取組みを支援するための取組みと目標を以下のとおり定めております。

取組み	目標
1. 自立支援、介護予防又は重度化防止	
○地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援	・市町村職員に対する研修会の開催：22回/年 ・介護予防ケアマネジメント推進研修会の開催：3回/年 ・大阪府アドバイザーの市町村への派遣：50回/年
○生活支援体制整備等に係る支援	・生活支援コーディネーター養成研修会の開催：1回/年 ・情報交換会の開催：2回/年 ・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による交流会の開催：5回/年
○自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援	・専門職広域支援調整連絡会の開催：3回/年 ・介護予防の推進に資する指導者の養成 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：計400名 管理栄養士・栄養士、歯科衛生士：計200名 ・生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール 入門コース：30名、実践コース：28名 ・大阪府アドバイザーの市町村への派遣：50回/年（再掲）
2. 介護給付の適正化	
○要介護認定の適正化に係る支援	・介護認定審査会委員研修の開催：1回/年 ・認定調査員研修の開催：新規4回/年、現任2回/年 ・主治医研修の開催：2回/年 ・市町村職員研修の開催（1回/年）及び介護認定審査会訪問による技術的助言の実施

○ケアプラン点検等、上記以外の7事業	・ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修の開催：1回/年 ・介護給付適正化システムの操作に係る市町村研修の開催：1回/年 【参考：市町村における主要8事業実施率 各年度全保険者100%】
--------------------	--

目標の設定にあたっては、平成29年度に高齢者の自立支援・重度化防止等の取組みに係る市町村支援を進めるため創設された「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」に係る評価指標（都道府県分）も踏まえ、本交付金の評価指標が変更された場合には、必要に応じ、目標の修正等を検討していきます。

第3項 府の推進体制

府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら本計画を推進します。

また、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者等で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」を運営し、計画の進捗状況について点検・評価を行い、その内容について府ホームページ等を通じて公表します。なお、本計画では、各節内に「具体的な取組み」と「目標」を記載し、取組みに関する進捗管理を行います。

第4項 「SDGs 先進都市」をめざした取組みの推進

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された、2030(令和12)年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標、169のターゲットが定められています。大阪府では、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs 先進都市」をめざして取組みを進めています。本計画の取組みは、この17の国際目標(SDGs)のうち、目標3【あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する】をはじめとする5つの目標と関連が深いことからこうした観点も踏まえながら推進します。



第5項 市町村・関係機関等との連携及び市町村への支援・助言

本計画や市町村計画の着実な推進に向けて、府、市町村、関係機関・団体が適切に役割分担しながら緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに本計画を推進します。

また、本計画は、市町村計画の推進を支援するための計画であることから、この計画に掲げる大阪府の施策を通じて市町村の高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、様々な機会を通じて、市町村計画が円滑に推進されるよう、支援・助言に努めていくほか、必要な施策等を検討していきます。市町村を支援するに当たっては、介護保険法第5条に基づき必要な助言及び適切な援助を行うとともに、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」の管内市町村に係る評価結果を活用し、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行うなど、地域全体の底上げ図っていきます。

第6節 他計画との関係

本計画は、大阪府の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合性等を図り策定しています。

第1項 医療計画との整合性

大阪府では、医療法に基づく医療計画を含み、大阪府の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画である「第7次大阪府医療計画（以下、「医療計画」という。）」を平成30年3月に策定しています。

医療計画の見直しは令和3年度以降を予定しておりますが、大阪府高齢者計画2021の策定に当たっては、医療計画内に定める地域医療構想も踏まえ、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量について、介護サービスの見込量と、医療計画の見直し時において掲げる予定である在宅医療の必要量を整合させています。

第2項 地域福祉計画との調和

要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障がい者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスを活用しながら、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。

大阪府では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に基づく都道府県地域福祉支援計画として、「第4期大阪府地域福祉支援計画」を平成31年3月に策定しました（計画期間は平成31年度から令和5年度）。この計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える複合化・複雑化した様々な地域生活課題に対応するため、大阪府における高齢者、障がい者、児童等の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性等を提示するものです。本計画は、地域における様々な提供主体によるサービスの実施や、関係機関等との連携を図り、地域のセーフティネットの充実・強化を進める地域福祉支援計画と調和を保っています。

第3項 「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン」との関係

今後本格的に到来が予想される「人口減少・超高齢社会」を迎えるなか、約半世紀ぶりとなる万博（2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博））のインパクトを最大限に活かし、「大阪の持続的な成長」と「府民の豊かな暮らし」を確たるものにするとともに、万博開催都市として、SDGs の達成に向けて世界とともに未来をつくっていく必要があります。

このため、大阪がめざす将来像を描き、将来像を実現するための取組方向を示すことで「オール大阪」の羅針盤となる「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン（以下、「万博ビジョン」という。）」を令和2年3月に大阪府・大阪市一体で策定しました。

万博ビジョンでは、2040年の大阪の将来像として「世界一ワクワクする都市・大阪」を掲げており、それを実現するため「誰も取り残されことなく、すべての命が大切にされ、人と人のつながりの中で、すべての人が生涯にわたって、自らの能力や可能性を発揮し、健康でいきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組みを推進」することとしています。本計画はこうした将来の方向性と調和を図っています。

第4項 大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）との関係

新型コロナウイルスの感染拡大により、インバウンドの消失や雇用環境の悪化など大阪経済や府民生活が甚大な影響を受けるとともに、「新しい生活様式」やDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速など、社会システムの変革をもたらす新たな潮流も生じています。

このため、コロナ禍による様々な影響を踏まえ、経済や府民生活へのダメージを最小限に抑えるために緊急的に取り組むべきもの、さらには、コロナ終息を見据え、「経済」「暮らし」「安全・安心」の観点から大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにする、「大阪の再生・成長に向けた新戦略（以下、「新戦略」という。）」令和2年12月に大阪府・大阪市一体で策定しました。

新戦略では、ウィズコロナにおいて感染防止対策や府民の暮らしを支える取組みを推進するとともに、ポストコロナに向けては、「働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高いくらしの実現」を掲げており、持続可能な地域共生社会の実現に向けた ICT 技術の活用などを含めたセーフティネットの充実、介護分野におけるサービス向上や、従業員の負担軽減、労働環境の改善に向けたAI・ロボットなどの活用などに取り組んでいくこととしています。本計画はこうした方向性と調和を図っています。

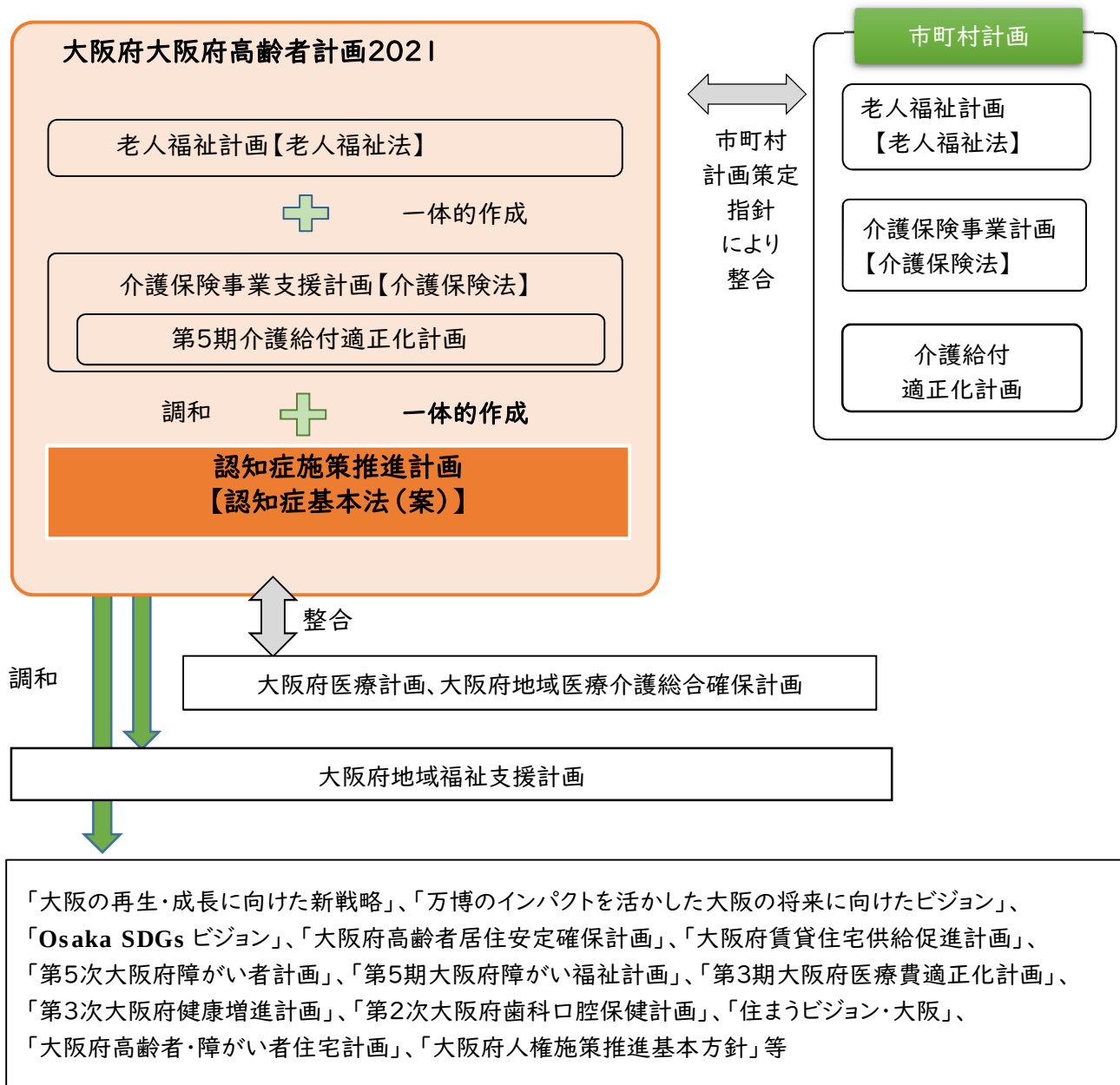
第5項 その他大阪府策定計画との関係

上記計画のほか、大阪府では、「大阪府高齢者居住安定確保計画」、「大阪府賃貸住宅供給促進計画」、「第5次大阪府障がい者計画」、「第5期大阪府障がい福祉計画」、「第3期大阪府医療費適正化計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「第2次大阪府歯科口腔保健計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「大阪府人権施策推進基本方針」等、福祉、医療、保健はもとより幅広い分野における各種計画等との調和を図っています。

第6項 市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画との整合性

大阪府では、過去の計画策定と同様に、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第8期市町村高齢者計画策定指針」を示し、市町村計画と大阪府計画の整合を図っています。

<参考資料>他計画との関係



第7節 高齢者福祉圏域の設定

高齢者福祉圏は、福祉サービス及び保健医療サービスの連携を図る観点から、大阪府医療計画に定める二次医療圏（一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位）及び大阪府地域医療介護総合確保計画（基金事業）に定める医療介護総合確保区域と一致させることとし、大阪府では以下の一覧のとおり8圏域とします。

高齢者福祉圏においては、原則として圏内で支援が完結することを目指し、介護保険施設等の適正配置等に努めます。

また、府と圏内の市町村で構成する圏域調整会議において、介護保険施設等の整備状況やサービスの必要量等を踏まえ施設等の整備計画に関する調整を行います。また、必要に応じて圏域間での調整を行います。

【高齢者福祉圏域の一覧】

圏 域 名	保 険 者(市 町 村)
大 阪 市 高 齢 者 福 祉 圏	大阪市
豊 能 高 齢 者 福 祉 圏	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町
三 島 高 齢 者 福 祉 圏	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北 河 内 高 齢 者 福 祉 圏	枚方市、寝屋川市、大東市、交野市、くすのき広域連合（守口市、門真市、四條畷市、）
中 河 内 高 齢 者 福 祉 圏	八尾市、柏原市、東大阪市
南 河 内 高 齢 者 福 祉 圏	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
堺 市 高 齢 者 福 祉 圏	堺市
泉 州 高 齢 者 福 祉 圏	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

【高齢者福祉圏域図】

